

(案)

契 約 書

収入印紙

貼付

堺市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が作成する乳幼児健康診査お知らせ封筒の裏面に掲載する広告の取扱いについて、次のとおり契約を締結する。

（法令等の遵守）

第1条 乙は、広告の配布に当たり、堺市母子保健事業広告媒体取扱要領（平成21年制定。以下「要領」という。）、堺市母子保健事業広告媒体取扱基準（平成21年制定。以下「基準」という。）その他各種法令の規定を遵守しなければならない。

（広告の規格）

第2条 広告の規格は、縦100mm×横80mm以内の大きさで、青単色とする。

2 乙は、広告内上部に、縦7mm×横14mm程度の大きさで、広告と明記しなければならない。

（広告の作成及び提出）

第3条 広告の原稿は、乙の責任及び負担で作成するものとする。

2 乙は、広告の原稿について甲が指定する期日までに甲の承認を得なければならない。

3 乙は、作成した広告原稿を甲が指定する方法で、甲が指定する期日までに提出しなければならない。

（広告の配布方法）

第4条 甲は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までに発送する乳幼児健康診査（4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査）の実施のお知らせ送付用封筒に、16,000枚を限度に広告を掲載する。なお、広告配布場所は別表のとおりとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第5条 甲又は乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（広告取扱料）

第6条 甲が第4条に規定する配布方法により広告を配布することに対し、乙は円（消費税及び地方消費税を含む。）を甲に支払うものとする。

2 乙は甲に対し、指定の期日までに広告取扱料を一括納付することを原則とする。ただし、甲が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（広告取扱料の返還）

第7条 甲は徴収した広告取扱料を返還しない。ただし、乙の責めに帰すことができない事由により、広告の配布を中止し、又は広告の取扱いに係る契約を解除したときはこの限りでない。

2 甲は、広告の配布数が16,000枚に達しなかった場合であっても、広告取扱料を返還しない。

（広告取扱の取消し）

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の取扱いの決定を取り消し、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、甲が指定する期日までに広告の原稿について甲の承認を得られないとき。
- (2) 乙が、甲が指定する期日までに甲の承認を受けた広告の原稿の提出がないとき。
- (3) 乙が、甲が指定する期日までに広告取扱料の納付がないとき。
- (4) 乙が、甲の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (5) 乙において、社会的信用を著しく損なうような行為があったとき。
- (6) 乙の倒産、破産等により広告の掲載をする必要がなくなったとき。
- (7) 乙が書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要領、基準又は本契約に違反する行為があったとき。

2 前項に定めるもののほか、甲は、甲の業務上やむを得ないと認めるときは、広告の取扱いの決定を取り消し、本契約を解除することができる。

(広告内容についての責任)

第9条 乙は、広告の内容その他広告に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、乙の責任及び負担において解決しなければならない。甲は、第三者に対する損害については、いかなる理由があっても一切その責任を負わない。

(損害の負担)

第10条 乙は、乙の責に帰す事由により広告の取扱いを取り消されたときは、損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 甲又は乙は、この契約に関し業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約期間)

第12条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、広告の掲載期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの発送分とする。

(協議)

第13条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 堺市堺区南瓦町3番1号  
名 称 堺 市  
代表者 堺市長 永藤 英機

乙 住 所  
名 称  
代表者

(別 表)

| 発送保健センター | 住 所                     | 配布予定数    |
|----------|-------------------------|----------|
| 堺保健センター  | 堺区南瓦町 3－1（市役所敷地内）       | 3， 1 0 0 |
| 中保健センター  | 中区深井沢町 2 4 7 0－7（中区役所内） | 2， 4 0 0 |
| 東保健センター  | 東区日置荘原寺町 1 9 5－1（東区役所内） | 2， 0 0 0 |
| 西保健センター  | 西区鳳東町 6－6 0 0（西区役所内）    | 2， 4 0 0 |
| 南保健センター  | 南区桃山台 1－1－1（南区役所内）      | 1， 9 0 0 |
| 北保健センター  | 北区新金岡町 5－1－4（北区役所内）     | 3， 5 0 0 |
| 美原保健センター | 美原区黒山 7 8 2－1 1         | 7 0 0    |